

議案第42号

鹿屋市営住宅条例の一部改正について

鹿屋市営住宅条例の一部を次のように改正する。

令和5年6月9日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市営住宅条例の一部を改正する条例

鹿屋市営住宅条例（平成18年鹿屋市条例第164号）の一部を次のように改正する。

別表中

宮之下住宅	鹿屋市串良町 岡崎2205番地	簡易耐火構 造平家建	10戸	昭和38年 度	
宮之下住宅	鹿屋市串良町 岡崎2205番地	簡易耐火構 造平家建	14戸	昭和39年 度	
宮之下住宅	鹿屋市串良町 岡崎2200番地	簡易耐火構 造平家建	20戸	昭和41年 度	
宮之下住宅	鹿屋市串良町 岡崎2200番地	簡易耐火構 造平家建	10戸	昭和42年 度	

を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市営住宅の老朽化に伴い、宮之下住宅の用途を廃止したいので、本案を提出するものである。